

(議決事項5)

第2回経営委員会  
平成29年10月2日

## 報酬等及び給与等の支給の基準の変更について

報酬等及び給与等の支給の基準に関する以下の規定について、年金積立金管理運用独立行政法人法の改正（平成29年10月1日施行）に伴い、平成29年10月1日から、別紙1～3のとおり変更したい。

1. 役員給与規程（別紙1）
2. 職員給与規程（別紙2）
3. 職員退職手当支給規程（別紙3）

役員給与規程（平成 18 年規程第 7 号）の一部を次のとおり改正する。

平成 29 年 10 月 2 日改正  
理事長 高橋 則広

新	旧
<p>第 1 条、第 2 条 （略）</p> <p>（俸給）</p> <p>第 3 条 俸給月額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>（1） 理事長 1,687,000円</p> <p><u>（2） 監査委員である経営委員 993,000円</u></p> <p>（3） 理事（管理運用業務担当） 1,633,000円</p> <p>（4） 理事（前号に掲げる者を除く。） 1,197,000円</p> <p>第 4 条～第 12 条 （略）</p> <p>（非常勤役員手当）</p> <p>第 13 条 非常勤役員手当の月額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>（1） <u>経営委員長 808,000円</u></p> <p>（2） <u>監査委員である経営委員 741,000円</u></p> <p>（3） <u>経営委員（前号に掲げる者を除く。） 675,000円</u></p>	<p>第 1 条、第 2 条 （略）</p> <p>（俸給）</p> <p>第 3 条 俸給月額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>（1） 理事長 1,687,000円</p> <p>（2） 理事（管理運用業務担当） 1,633,000円</p> <p>（3） 理事（前号に掲げる者を除く。） 1,197,000円</p> <p><u>（4） 監事 721,000円</u></p> <p>第 4 条～第 12 条 （略）</p> <p>（非常勤役員手当）</p> <p>第 13 条 非常勤役員手当の月額は、次に定める額とする。</p> <p><u>監事 221,000円</u></p>

附 則（平成 29. 10. 2 改正）

この改正は、平成 29 年 10 月 2 日から施行し、平成 29 年 10 月 1 日から適用する。

職員給与規程（平成 18 年規程第 9 号）の一部を次のとおり改正する。

平成 29 年 10 月 2 日改正  
理事長 高橋 則広

新	旧
<p>第 1 条～第 8 条 （略）</p> <p>（役職手当）</p> <p>第 9 条 役職手当は、次の各号のいずれかに掲げる職にある職員に対して支給する。ただし、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（第 29 条第 1 号の場合及び就業規則（平成 18 年規程第 5 号）第 47 条第 2 項の場合により勤務しなかった場合を除く。）は、その月の役職手当は支給しない。</p> <p>（1） 統括部長</p> <p>（2） 上席審議役、審議役、部長、室長、<u>経営委員会事務室長</u>、重要な業務を所掌する次長及び運用数理役</p> <p>（3） <u>監査委員会事務室長</u>、次長、課長、副室長、<u>副事務室長</u>及び企画役</p> <p>（4） 課長代理、室長代理、<u>事務室長代理</u>、秘書役及び検査役</p> <p>2 役職手当の月額は、別表 2 に掲げる額とする。</p> <p>3 第 17 条の規定は、第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる職員には適用しない。</p> <p>第 10 条～第 20 条 （略）</p> <p>（特別手当）</p> <p>第 21 条 特別手当は、期末手当及び奨励手当とする。</p> <p>2、3 （略）</p> <p>4 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職</p>	<p>第 1 条～第 8 条 （略）</p> <p>（役職手当）</p> <p>第 9 条 役職手当は、次の各号のいずれかに掲げる職にある職員に対して支給する。ただし、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（第 29 条第 1 号の場合及び就業規則（平成 18 年規程第 5 号）第 47 条第 2 項の場合により勤務しなかった場合を除く。）は、その月の役職手当は支給しない。</p> <p>（1） 統括部長</p> <p>（2） 上席審議役、審議役、部長、室長、重要な業務を所掌する次長及び運用数理役</p> <p>（3） 次長、課長、副室長、<u>企画役及び監事付</u></p> <p>（4） 課長代理、室長代理、秘書役及び検査役</p> <p>2 役職手当の月額は、別表 2 に掲げる額とする。</p> <p>3 第 17 条の規定は、第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる職員には適用しない。</p> <p>第 10 条～第 20 条 （略）</p> <p>（特別手当）</p> <p>第 21 条 特別手当は、期末手当及び奨励手当とする。</p> <p>2、3 （略）</p> <p>4 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職</p>

新

員にあっては、退職又は死亡した日) 現在において職員が受けるべき本俸月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額(次表に定める地位にある職員又はこれらと同程度の職務を行うものと見なされる職員(休職にされている職員のうち、第29条第1号に該当する職員以外の職員を除く。)にあっては、その額に本俸月額に職務に応じて同表に定める割増率を乗じて得た額を加算した額。以下第8項において同じ。)とする。

職務の区分	割増率
統括部長、上席審議役、審議役並びに部、室及び事務室の長、次長並びに運用数理役	100分の19
課長、副室長、副事務室長及び企画役	100分の12

5～10 (略)

第22条～第33条 (略)

(別表1) (略)

(別表2) 役職手当の月額(第9条関係)

(1) 正規職員

等級	区 分	役職手当額
5等級	上席審議役及び審議役	122,300円
	部長、室長及び経営委員会事務室長	106,400円
	次長及び運用数理役	101,000円

旧

員にあっては、退職又は死亡した日) 現在において職員が受けるべき本俸月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額(次表に定める地位にある職員又はこれらと同程度の職務を行うものと見なされる職員(休職にされている職員のうち、第29条第1号に該当する職員以外の職員を除く。)にあっては、その額に本俸月額に職務に応じて同表に定める割増率を乗じて得た額を加算した額。以下第8項において同じ。)とする。

職務の区分	割増率
統括部長、上席審議役、審議役、部及び室の長、次長並びに運用数理役	100分の19
課長、副室長、企画役及び監事付	100分の12

5～10 (略)

第22条～第33条 (略)

(別表1) 略

(別表2) 役職手当の月額(第9条関係)

(1) 正規職員

等級	区 分	役職手当額
5等級	上席審議役及び審議役	122,300円
	部長	106,400円
	室長、次長及び運用数理役	101,000円
4等級	次長並びに総務課、企画課及び委	84,100円

新			旧			
4等級	監査委員会事務室長、次長並びに総務課、企画課及び委託運用課の課長並びに企画役(部に配置されるものに限る。)	84,100円			託運用課の課長並びに企画役(部に配置されるものに限る。)	
	上記区分以外の課長、副室長及び副事務室長	73,200円			上記区分以外の課長及び副室長	73,200円
	企画役	52,200円			企画役及び監事付	52,200円
	3等級	総務課、企画課及び委託運用課の課長代理(総括担当)		43,800円	3等級	総務課、企画課及び委託運用課の課長代理(総括担当)
上記区分以外の課長代理、室長代理、事務室長代理、秘書役及び検査役		36,500円	上記区分以外の課長代理、室長代理、秘書役及び検査役	36,500円		
(2)	(略)		(2)	(略)		

附 則 (平成 29. 10. 2 改正)

この改正は、平成 29 年 10 月 2 日から施行し、平成 29 年 10 月 1 日から適用する。

職員退職手当支給規程（平成 18 年規程第 10 号）の一部を次のとおり改正する。

平成 29 年 10 月 2 日改正  
理事長 高橋 則広

新	旧
<p>第 1 条～第 5 条 （略）</p> <p>（勤続期間の計算）</p> <p>第 6 条～ 3 （略）</p> <p>4 前 3 項の規定による在職期間のうち、休職（業務上の傷病による休職及び次条第 1 項に規定する国等の機関の業務に従事させるための休職を除く。）若しくは育児休業・介護休暇等に関する規程（平成18年規程第13号）第 3 条第 1 項の規定による育児休業又は停職により現実に職務をとることを要しなかった期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。）が 1 以上あったときは、その月数の 2 分の 1 に相当する月数を前 3 項の規定により算出した在職期間から除算することができる。</p> <p>5 （略）</p> <p>第 7 条～第 9 条 （略）</p> <p>（計算方法）</p> <p>第 9 条の 2 運用専門職員の退職手当の額は、10,000 円に第 9 条の 4 の規定により計算する累計年間基準ポイントに乗じた額に次条の規定により計算する運用専門職員の勤続期間における総合人事評価結果に応じて零から 100 分の 150 の範囲内で理事長が定める率を乗じて得た額及び第 9 条の 5 の規定により計算する理論年収に 12 分の 3 を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（勤続期間）</p>	<p>第 1 条～第 5 条 （略）</p> <p>（勤続期間の計算）</p> <p>第 6 条～ 3 （略）</p> <p>4 前 3 項の規定による在職期間のうち、休職（業務上の傷病による休職及び次条第 1 項に規定する国等の機関の業務に従事させるための休職を除く。）若しくは育児休業・介護休暇等に関する規程第 3 条第 1 項の規定による育児休業又は停職により現実に職務をとることを要しなかった期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。）が 1 以上あったときは、その月数の 2 分の 1 に相当する月数を前 3 項の規定により算出した在職期間から除算することができる。</p> <p>5 （略）</p> <p>第 7 条～第 9 条 （略）</p> <p>（計算方法）</p> <p>第 9 条の 2 運用専門職員の退職手当の額は、10,000 円に累計年間基準ポイントに乗じた額に、運用専門職員の勤続期間における総合人事評価結果に応じて、零から 100 分の 150 の範囲内で理事長が定める率を乗じて得た額とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（勤続期間）</p>

新	旧
<p>第9条の3 <u>運用専門職員の勤続期間は、運用専門職員となった日から退職した日までの期間とする。</u> (累計年間基準ポイントの計算)</p> <p>第9条の4 累計年間基準ポイントは、運用専門職員となった日の属する年度から退職した日の属する年度の前年度まで（退職した日が3月31日であるときは、退職した日の属する年度まで）に係る年間基準ポイントの累計とする。</p> <p>2 前項の年間基準ポイントは、職員給与規程<u>（平成18年規程第9号）</u>第21条第7項の規定により計算される奨励手当の額を10,000円で除した額に、当該運用専門職員の等級別、号俸別に別表に定める割合を乗じて得た値とする。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>(理論年収)</u></p> <p>第9条の5 <u>理論年収は、退職日において運用専門職員が受けるべき本俸月額、役職手当の月額、扶養手当の月額、調整手当の月額及び住居手当の月額の合計額に12を乗じて得た額並びに当該運用専門職員が満年度勤務したものとして計算する奨励手当の合計額とする。ただし、運用専門職員が年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号。以下「管理運用法人法」という。）第16条の規定に違反した事実が認められる場合には、当該理論年収は零とする。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する奨励手当の計算において用いる成績率は、人事評価制度実施規程（平成19年規程第6号）第7条に規定する成績区分がBであるものとして理事長が定める率とする。</u></p> <p>第10条～第14条 (略)</p>	<p>第9条の3 <u>前条第1項に規定する勤続期間は、運用専門職員となった日から退職した日までの期間とする。</u> (累計年間基準ポイントの計算)</p> <p>第9条の4 <u>第9条の2第1項に規定する累計年間基準ポイントは、運用専門職員となった日の属する年度から退職した日の属する年度の前年度まで（退職した日が3月31日であるときは、退職した日の属する年度まで）に係る年間基準ポイントの累計とする。</u></p> <p>2 前項の年間基準ポイントは、職員給与規程第21条第7項の規定により計算される奨励手当の額を10,000円で除した額に、当該運用専門職員の等級別、号俸別に別表に定める割合を乗じて得た値とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第10条～第14条 (略)</p>

新	旧
<p><u>第15条 退職した運用専門職員に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中において管理運用法人法第16条の規定に違反していたことが明らかとなったときは、理事長は、その支給をした退職手当のうち第9条の2第1項に規定する理論年収に12分の3を乗じて得た額を返納させることができる。</u></p> <p>附 則</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 当分の間、職員に対する<u>退職手当の額のうち</u>、第3条又は第9条の2の規定により<u>計算した額</u>については、<u>その額に100分の87を乗じて得た額</u>とする。</p> <p>別表（第9条の4第2項関係） (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 当分の間、職員に対する<u>退職手当の額は</u>、第3条又は第9条の2の規定により<u>計算した額に100分の87を乗じて得た額</u>とする。</p> <p>別表（第9条の4第2項関係） (略)</p>

附 則（平成 29. 10. 2 改正）

この改正は、平成 29 年 10 月 2 日から施行し、平成 29 年 10 月 1 日から適用する。



## 報酬等及び職員の給与等の支給の基準の変更について

### 1. 役員給与規程

#### (1) 改正趣旨

常勤の委員、非常勤の委員長及び委員が新たに設けられたことから各々の俸給額等を設定する。

#### (2) 施行日及び適用日

平成29年10月2日から施行し、平成29年10月1日から適用

### 2. 職員給与規程

#### (1) 改正趣旨

役職手当の区分等について、経営委員会事務室及び監査委員会事務室の新設に伴い「経営委員会事務室長」、「監査委員会事務室長」、「副事務室長」及び「事務室長代理」を新設すること、並びに、室が所掌する事務の増大に伴う室長の役職の負荷の増大に対応すること。

#### (2) 施行日及び適用日

平成29年10月2日から施行し、平成29年10月1日から適用

### 3. 職員退職手当支給規程

#### (1) 改正趣旨

再就職規制の強化(改正後のGPIF法第16条)により、常勤の役職員は在職中の求職活動に制約が加わることから、特に有期雇用である運用専門職員への影響に鑑み、運用専門職員における求職活動により生じる離職期間に配慮した退職金制度を設ける。

#### (2) 施行日及び適用日

平成29年10月2日から施行し、平成29年10月1日から適用